

廃棄物の目標設定について

1. 廃棄物処理法に定められた事項

- ・廃棄物処理法第5条の5の規定により、都道府県は、環境大臣が定める廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国の基本方針）に即して、計画を定めなければならない。
- ・廃棄物処理法施行規則第1条の2第1項第2号の規定により、廃棄物の種類ごとに排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分に関する目標を定めなければならない。
- ・国の基本方針の改定案のパブリックコメントは、11月に実施される予定である。

○基本方針の変更の検討スケジュールについて

10月 1日（木）：第10回循環型社会部会（変更の方向性について）
11月：第11回循環型社会部会（意見公募案について）
11月～12月：意見公募
12月：第12回循環型社会部会（変更案について）
公布

※中央環境審議会循環型社会部会（第10回）資料より

出典：中央環境審議会循環型社会部会（第10回）（平成27年10月1日開催）

資料2 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（廃掃法基本方針）の変更について

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（廃掃法基本方針）の変更について（案）

< I. 背景>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号。以下「基本方針」という。）について、以下の点から変更の必要性が生じている。

- ① 基本方針において定められている減量化の目標年度が平成27年度となつており、平成28年度以降の廃棄物の減量化の目標量等は現時点で定められていない。
- ② 第189回国会において成立・公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」により、基本方針に規定する事項に、非常災害時に関する事項が追加されている。
- ③ 前回変更（平成22年）以降、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展、第3次循環基本計画の策定等、廃棄物処理を取り巻く情勢は変化している。
これらを踏まえ、基本方針に所要の変更を行う必要がある。

< II. 検討に関する基本的な方向性>

1. 目標値について

（1）現行の目標値及び平成24年度時点における達成状況

現行の目標値及び平成24年度時点における達成状況は以下のとおり。

○廃棄物の減量化の目標量（目標年度：平成27年度（平成19年度比））

一般廃棄物	排出量	約5%削減
	再生利用量	約20%から約25%に増加
	最終処分量	約22%削減
産業廃棄物	排出量	増加を約1%に抑制
	再生利用量	約52%から約53%に増加
	最終処分量	約12%削減

○平成24年度における達成状況（平成19年度比）

一般廃棄物	排出量	約11%削減
	再生利用量	約20%で横ばい
	最終処分量	約27%削減
産業廃棄物	排出量	約10%削減
	再生利用量	約52%から約55%に増加
	最終処分量	約35%削減

【参考】廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量による減量及び最終処分量
(平成19年度)

一般廃棄物	排出量	51
	再生利用量	10.3
	中間処理による減量	34
	最終処分量	6.4
産業廃棄物	排出量	419
	再生利用量	219
	中間処理による減量	180
	最終処分量	20

(単位 百万トン)

(2) 次期目標値の設定における考え方

- 廃棄物処理法の上位法である循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）に基づき、平成25年に第3次循環型社会形成推進基本計画（以下「第3次循環基本計画」という。）が策定されている。
- 第3次循環基本計画においては、平成32年度を目標年次として、資源生産性、循環利用率、最終処分量の目標が定められているところであり、当該目標値を設定するため、平成32年度における廃棄物発生量、再生利用量、最終処分量の推計値についてもその過程で用いられている。
- 廃棄物処理法が循環基本法の個別法であり、循環基本法第16条第2項において「環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とする」と定められていることからも、今般の基本方針の変更に当たっても、第3次循環基本計画を基本として行う必要がある。
- こうしたことから、次期目標値についても、現行目標値の達成状況も踏まえながら、第3次循環基本計画の目標値及び目標値設定のために用いられた

考え方との整合性に配慮しつつ設定する。

- この際、第3次循環基本計画が策定された平成25年から2年が経過していることも踏まえ、より実態に即した目標値となるよう、第3次循環基本計画策定に当たって用いた平成32年度の廃棄物発生量等の推計値について、改めて精査を行うこととする。

2. 非常災害時に関する事項について

- 第189回国会における廃棄物処理法の改正により、基本方針に新たに追加することとなった非常災害時に関する事項に関しては、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」において検討が行われているところであり、当該検討会における検討状況を踏まえながら、策定する。(別紙参照)

3. 前回変更からの廃棄物処理を取り巻く情勢の変化への対応について

- 前回変更(平成22年)からの廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、以下の事項を踏まえつつ、変更案について検討を行っていくこととする。

①第3次循環基本計画の策定

…前述のとおり、廃棄物処理法に基づく基本方針は、循環基本計画を基本とするものであるところ、目標値以外においても、第3次循環基本計画で新たに盛り込まれた内容を必要に応じて反映させていくこととする。

<想定している主な内容>

- ・3Rの取組の必要性
- ・地域循環圏の構築

②各種リサイクル制度の進展等を踏まえた対応

…小型家電リサイクル法の制定や、施行状況の点検を行った食品リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法について、適宜新たな内容を盛り込んでいくこととする。

<想定している主な内容>

- ・使用済小型電子機器等の市町村による回収体制の構築、普及啓発等の取組の促進
- ・食品ロス削減の取組の促進
- ・他の市町村や民間の廃棄物処理業者との連携等を通じた広域的な循環的利用の取組の促進
- ・循環型社会形成推進基本法の基本原則等に則った3Rの促進に資する一般廃棄物の処理体制の確保・施設整備の促進

…各種リサイクル法の下での取組とあわせて、廃棄物処理法に基づく取組が不可欠なもの（食品ロス削減・食品リサイクル推進、家電四品目の義務外品（家電リサイクル法上小売業者による回収義務の対象外となっている廃家電）の取扱いなど）についての内容を盛り込む。

＜想定している主な内容＞

- ・家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数について、現状（平成 26 年度：43 市町村）に対し、平成 30 年度において、〇〇に増大させる。
- ・特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が引取義務を負わない場合の回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成 25 年度：約 59 パーセント）に対し、平成 30 年度までに、100 パーセントまで増大させる。
- ・使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（平成 25 年度：約 43 パーセント）に対し、平成 30 年度までに、80 パーセントまで増大させる。

③廃棄物処理法改正等に関する対応

…平成 22 年の廃棄物処理法改正に基づく平成 23 年の優良産廃処理業者認定制度の施行を踏まえ、同制度に関する内容を新たに盛り込む。

＜想定している主な内容＞

- ・国が行う産業廃棄物の委託処理において環境配慮契約法の趣旨を踏まえ、適正な産業廃棄物処理に配慮した契約の推進
- ・インターネット等を通じた優良産廃処理業者の情報提供の推進による優良な産廃処理業者の育成

…電子マニフェストの普及促進を図る旨の内容を追記。

④水銀廃棄物対策

…水銀に関する水俣条約を受け、水銀廃棄物対策に関する内容を新たに盛り込むこととする。

＜想定している主な内容＞

- ・廃水銀等に係る長期的な管理の徹底
- ・水銀使用廃製品の適正な回収のための分別の周知徹底
- ・市町村や事業者団体等と連携した水銀使用廃製品の適正な回収促進
- ・廃金属水銀等の安定化・固型化技術、処理物の長期安定性の調査研究の推進

⑤PCB 廃棄物対策

…PCB 廃棄物処理基本計画の改定（平成 26 年 6 月）を踏まえ、記載内容の修正等を行うものとする。

⑥循環型社会と低炭素社会の統合的実現

…日本の約束草案が決定され、その達成に向け、廃棄物分野においても取組を更に強化する必要があることや、新たなエネルギー基本計画において、再生可能エネルギー熱の導入拡大に向け、廃棄物処理における熱回収を地域特性等に応じて進めていくことも重要であるとされたことを踏まえ、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組を充実させる。

⑦廃棄物処理施設の効率的な整備

…再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理の広域化に加え、廃棄物処理施設と他の静脈系インフラの連携等に係る内容を盛り込む。

⑧各主体の役割

…廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、各主体の役割について、内容の充実等を図る。

<想定している主な内容>

- ・廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設と他の静脈系インフラの連携等を図るため、都道府県に対しては、管内の市町村との連携を図りつつ、積極的に関与することが期待されていることから、一般廃棄物処理における都道府県の役割に係る内容を充実させる。
- ・市町村は、一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、適正な循環的利用に努めるため、関係主体との連携等により広域的な取組の促進を図ることとする。

⑨技術開発及び調査研究の推進

…新たに環境研究・環境技術開発の推進戦略が策定されたことを踏まえつつ、先進的・先導的な廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の進展を反映させる。

⑩地域社会への貢献についても、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組が求められていることを踏まえ、基本的方向の中に追記。

<III. スケジュール>

- 基本方針の変更については、以下のスケジュールで検討を進めていくこととする。

10月 1日 (木)	第10回循環型社会部会 (変更の方向性について)
11月	第11回循環型社会部会 (意見公募案について)
11月～12月	意見公募
12月	第12回循環型社会部会 (変更案について) 公布

【別紙】廃棄物処理法の基本方針に盛り込むべき事項（骨子）（案）

（1）災害廃棄物対策に係る基本的考え方

- ・災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施するためには、平時の廃棄物処理行政からの切れ目のない対応が必要。
- ・災害時における公衆衛生の悪化の防止、生活環境の保全の観点からも、災害廃棄物の適正な処理が不可欠であるとともに、復旧・復興を妨げることがないよう円滑かつ迅速な災害廃棄物処理が必要。また、環境負荷を削減する点から、災害廃棄物についても再生利用を含む適正な処理を行うことが重要。
- ・災害時にもこうした適正かつ円滑・迅速な処理を実現することができるよう、平時から市町村、都道府県、国、事業者・専門家等の各主体における役割分担を明確にし、綿密な連携を構築するとともに、各主体において計画策定等の事前の備えを確実に進めていくことが重要。
- ・計画策定や対策実施に当たっては、「災害対策基本法」はもとより、「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の内容との整合を図ることが重要。

（2）災害廃棄物対策に係る各主体の役割

（地方公共団体）

- ・市町村は、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、災害廃棄物処理及び域内のその他の一般廃棄物について処理を行う責任を有しており、平時から、災害対応拠点の整備や関係機関との連携体制の構築等を通じて、災害時にも対応できる強靭な廃棄物処理体制の整備を図るとともに、災害時には国の処理指針及び都道府県の実行計画等も踏まえ、災害廃棄物の処理に努めるものとする。
- ・都道府県は、域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害まで想定した事前の備えについて、都道府県廃棄物処理計画等に記載し、市町村等の関係機関との連携を進めるとともに、災害時には、国の処理指針や域内の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の処理のための実行計画を速やかに策定するとともに、関係機関と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。
- ・都道府県及び市町村は、「廃棄物処理施設整備計画」並びに「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他自治体において既に策定された防災に関する指針・計画等と整合を取りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画を策定又は変更するものとする。

(国)

- ・大規模災害により生じた廃棄物の処理においては、国が司令塔機能（リーダーシップ）を果たすことが重要である。
- ・平時から、全国や地域ブロック単位（環境省地方環境事務所が管轄する域内での対応を想定した範囲）での関係機関の連携体制の整備を進め、大規模災害発生における災害廃棄物対策行動指針を策定するとともに、大規模災害発生時には速やかに災害廃棄物の処理指針を策定し、被災した地方公共団体のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが極めて困難であり広域的な処理が必要な場合であり災害対策基本法における要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。
- ・災害廃棄物の再生利用に係る技術開発を促進し、災害発生時においても廃棄物の再生利用を推進していくことが重要である。
- ・関係者それぞれの役割が適切に果たされるためには、地域ブロック単位での連携・協力体制が重要であるため、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の構築や大規模災害の発生に向けた行動計画の策定等を進めるものとする。
- ・発災時には、地方環境事務所が要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。

(事業者、専門家)

- ・廃棄物処理分野に携わる事業者や研究機関等の専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術や知見の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等に重要な役割を果たすとともに、災害時においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。

(3) 災害に備えた廃棄物処理施設の整備のあり方

- ・大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが多い。そのため、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、地域ブロック単位で余裕を持った焼却施設や最終処分場、がれき等を保管するための災害廃棄物用ストックヤード等を整備しておくことが重要である。
- ・廃棄物処理施設については、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組みの推進の視点、さらには地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点が重要である。